

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年7月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800019 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 1800013 号

第1 結論

昭和 45 年 10 月から昭和 54 年 2 月までの請求期間、昭和 54 年 3 月から同年 5 月までの請求期間及び昭和 54 年 6 月から平成 2 年 1 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から昭和 54 年 2 月まで
② 昭和 54 年 3 月から同年 5 月まで
③ 昭和 54 年 6 月から平成 2 年 1 月まで

私は、A 市役所に国民年金の保険料納付に行った際、付加保険料の説明を受けたことから昭和 45 年 10 月に付加保険料納付の申出を行った。保険料については、3 か月ごと国民年金手帳に定額保険料を納付した旨の印を受け、同じところに付加保険料を納付したとする手帳くらいの紙を貼付されて同じ印を押してくれたことから付加保険料と併せた金額を納付しており、年金手帳に付加保険料を納付したことを表す紙が貼付されていたことから、B 市では付加保険料納付の申出は行わなかった。

昭和 54 年 3 月から同年 5 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間と重複したことから還付されたが、その期間も付加保険料を納付している。

請求期間は、定額保険料のみを納付した期間となっているので、付加保険料を含めて納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 45 年 10 月に A 市役所で付加保険料納付の申出を行い、請求期間の付加保険料について、3 か月ごと国民年金手帳に定額保険料を納付した旨の印を受け、同じところに付加保険料を納付したとする手帳くらいの紙を貼付されて同じ印を受けており、年金手帳に付加保険料を納付したことを表す紙が貼付されていたことから、B 市では付加保険料納付の申出は行わなかった旨主張している。

しかしながら、請求者に係る B 市の国民年金被保険者名簿の住所変更欄に転入前の住所として「A 市 (43. 10. 2 変更)」の記載及び国民年金被保険者台帳の変更後の住所欄に「C (43. 10.

1)」と記載が確認できるため、昭和45年10月当時はB市に居住していたことが推認できることから、A市役所では付加保険料納付の申出を行うことができず、B市で付加保険料納付の申出を行うこととなるが、請求者は、付加保険料納付の申出を行わなかったと陳述している。

また、請求者に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、付加得喪欄に申出年月日の記載が確認できず、納付記録欄には、昭和45年度から昭和55年度までについては、定額欄に「12」と押印されているが付加欄には納付した月を表す数字の記載がなく、昭和56年度から昭和60年度までについては、定額保険料を納付したことを表す検認印又は納付印のみとなっている上、当該被保険者名簿の前後の被保険者において、記載内容を確認したところ、付加得喪欄に申出年月日が記載されている者は、付加欄に納付した月を表す数字及び納付記録欄に比例（付加保険料）印が押印されていることから、請求者は、定額保険料のみが収納されていたことが確認でき、当該被保険者名簿で確認できる昭和45年10月から昭和61年3月までの期間において、付加保険料が納付された形跡は見当たらない。

さらに、付加保険料は、現年度分における定額保険料の納付期限を超過すると納付することができないとされているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳の昭和54年度欄には、「現55.7」と記載されており、昭和54年4月から昭和55年3月までの期間に係る定額保険料は過年度納付されたことが確認できることから、当該期間は付加保険料を納付することができない。

加えて、付加保険料は、申出をした日の属する月以降の各月において納付することができるとされているところ、請求者に係るオンライン記録によると、平成2年2月21日に付加保険料納付の申出を行ったことが確認でき、申出前である請求期間①、②及び③は付加保険料を納付することができない上、請求期間①、②及び③は、合計232月と長期間にわたり、B市及びD市において、同一人の保険料納付に係る記録管理を誤り続けたとは考え難い。

なお、請求期間②については、厚生年金保険被保険者期間と重複したことから、平成11年12月10日付けで定額保険料の還付決議がされ、同保険料が還付されている。

そのほか、請求者が、請求期間①、②及び③の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の付加保険料を納付したものと認めることはできない。